

令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算

第1章 市町水道事業

(総 則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[市町水道事業計]

(1) 給 水 戸 数	277,547 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	62,562,116 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	171,385 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	10,286,115 千円

[竹原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,585 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,006,213 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	10,976 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	940,406 千円

[三原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	38,900 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,162,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	25,101 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,606,671 千円

[府中市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,535 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,352,040 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,443 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	589,820 千円

[三次市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	19,995 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,456,703 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	12,210 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	854,286 千円

[庄原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,885 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,527,856 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,926 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	566,978 千円

[東広島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	83,961 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	17,991,716 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	49,292 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	2,586,143 千円

[廿日市市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	51,107 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,189,342 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	33,395 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,169,726 千円

[安芸高田市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,876 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,064,953 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5,642 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	436,963 千円

[江田島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	11,565 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,219,722 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,081 m ³
(4) 主要な建設改良事業	

水道施設建設事業

202,657 千円

[熊野町水道事業]

(1) 給 水 戸 数	9,914 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,824,976 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	160,224 千円

[北広島町水道事業]

(1) 給 水 戸 数	4,694 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,245,896 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	3,413 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	627,994 千円

[大崎上島町水道事業]

(1) 給 水 戸 数	4,195 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,175,280 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	3,220 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	125,784 千円

[世羅町水道事業]

(1) 給 水 戸 数	4,174 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	921,091 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	2,524 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	209,363 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(1) 給 水 戸 数	2,161 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	424,328 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,162 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設建設事業	209,100 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[市町水道事業計]

		収 入
第 1 款	水道事業収益及び簡易水道事業収益	20,475,168 千円
第 1 項	営 業 収 益	15,923,907 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	4,551,208 千円
第 3 項	特 別 利 益	53 千円
		支 出
第 1 款	水道事業費用及び簡易水道事業費用	19,475,320 千円
第 1 項	営 業 費 用	18,792,170 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	634,937 千円
第 3 項	特 別 損 失	1,213 千円
第 4 項	予 備 費	47,000 千円

[竹原市水道事業]

		収 入
第 1 款	水道事業収益	885,150 千円
第 1 項	営 業 収 益	816,215 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	68,933 千円
第 3 項	特 別 利 益	2 千円
		支 出
第 1 款	水道事業費用	796,947 千円
第 1 項	営 業 費 用	789,349 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	4,487 千円
第 3 項	特 別 損 失	111 千円
第 4 項	予 備 費	3,000 千円

[三原市水道事業]

		収 入
第 1 款	水道事業収益	3,236,506 千円
第 1 項	営 業 収 益	2,688,888 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	547,618 千円
		支 出
第 1 款	水道事業費用	2,987,290 千円
第 1 項	営 業 費 用	2,791,342 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	186,948 千円
第 3 項	予 備 費	9,000 千円

[府中市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			713,835 千円
第 1 項 営業収益			621,926 千円
第 2 項 営業外収益			91,909 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			672,946 千円
第 1 項 営業費用			634,483 千円
第 2 項 営業外費用			37,463 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[三次市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,929,472 千円
第 1 項 営業収益			1,304,801 千円
第 2 項 営業外収益			624,621 千円
第 3 項 特別利益			50 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,879,267 千円
第 1 項 営業費用			1,801,120 千円
第 2 項 営業外費用			72,145 千円
第 3 項 特別損失			2 千円
第 4 項 予備費			6,000 千円

[庄原市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,113,472 千円
第 1 項 営業収益			682,107 千円
第 2 項 営業外収益			431,365 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,068,529 千円
第 1 項 営業費用			1,024,121 千円
第 2 項 営業外費用			41,408 千円
第 3 項 予備費			3,000 千円

[東広島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			5,311,117 千円
第 1 項 営業収益			4,662,170 千円
第 2 項 営業外収益			648,947 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			5,160,972 千円
第 1 項 営業費用			5,066,787 千円
第 2 項 営業外費用			84,185 千円
第 3 項 予備費			10,000 千円

[廿日市市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			3,044,521 千円
第 1 項 営業収益			2,464,586 千円
第 2 項 営業外収益			579,935 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			2,942,360 千円
第 1 項 営業費用			2,880,050 千円
第 2 項 営業外費用			57,210 千円
第 3 項 特別損失			1,100 千円
第 4 項 予備費			4,000 千円

[安芸高田市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,064,576 千円
第 1 項 営業収益			500,947 千円
第 2 項 営業外収益			563,628 千円
第 3 項 特別利益			1 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			957,892 千円
第 1 項 営業費用			906,633 千円
第 2 項 営業外費用			48,259 千円
第 3 項 予備費			3,000 千円

[江田島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			839,493 千円
第 1 項 営業収益			747,279 千円
第 2 項 営業外収益			92,214 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			820,780 千円
第 1 項 営業費用			786,186 千円
第 2 項 営業外費用			31,594 千円

第 3 項 予 備 費	3,000 千円
-------------	----------

[熊野町水道事業]

	収 入	
第 1 款 水道事業収益		541,278 千円
第 1 項 営業収益		499,829 千円
第 2 項 営業外収益		41,449 千円
	支 出	
第 1 款 水道事業費用		482,641 千円
第 1 項 営業費用		476,790 千円
第 2 項 営業外費用		4,851 千円
第 3 項 予 備 費		1,000 千円

[北広島町水道事業]

	収 入	
第 1 款 水道事業収益		520,055 千円
第 1 項 営業収益		271,971 千円
第 2 項 営業外収益		248,084 千円
	支 出	
第 1 款 水道事業費用		481,911 千円
第 1 項 営業費用		460,314 千円
第 2 項 営業外費用		20,597 千円
第 3 項 予 備 費		1,000 千円

[大崎上島町水道事業]

	収 入	
第 1 款 水道事業収益		513,908 千円
第 1 項 営業収益		319,733 千円
第 2 項 営業外収益		194,175 千円
	支 出	
第 1 款 水道事業費用		486,268 千円
第 1 項 営業費用		468,834 千円
第 2 項 営業外費用		16,434 千円
第 3 項 予 備 費		1,000 千円

[世羅町水道事業]

	収 入	
第 1 款 水道事業収益		444,199 千円
第 1 項 営業収益		213,110 千円

第 2 項	営 業 外 収 益	231,089 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	428,240 千円
第 1 項	営 業 費 用	415,420 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	11,820 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

	収 入	
第 1 款	簡易水道事業収益	317,586 千円
第 1 項	営 業 収 益	130,345 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	187,241 千円
	支 出	
第 1 款	簡易水道事業費用	309,277 千円
第 1 項	営 業 費 用	290,741 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	17,536 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,249,872 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 629,949 千円、減債積立金 304,221 千円、建設改良積立金 141,175 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,867,148 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,602,822 千円、繰越利益剰余金処分数額 332,831 千円、当年度利益剰余金処分数額 350,189 千円及び引継金 21,537 千円で補てんするものとする。）。

[市町水道事業計]

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	7,802,662 千円
第 1 項	企 業 債	2,571,700 千円
第 2 項	出 資 金	2,018,462 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金	351,418 千円
第 4 項	補 助 金	1,879,140 千円
第 5 項	負 担 金	977,242 千円
第 6 項	受 託 金	4,700 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	14,052,534 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	10,435,358 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	3,617,176 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 325,137 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,588 千円、建設改良積立金 60,816 千円及び当年度利益剰余金処分額 195,733 千円で補てんするものとする。）。

				収 入
第 1 款	資 本 的	収 入		662,869 千円
第 1 項	企 業	債		502,600 千円
第 2 項	補 助	金		141,420 千円
第 3 項	負 担	金		18,849 千円
				支 出
第 1 款	資 本 的	支 出		988,006 千円
第 1 項	建 設 改 良	費		961,276 千円
第 2 項	企 業 債 償 還	金		26,730 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,372,206 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 94,760 千円、過年度分損益勘定留保資金 235,318 千円、当年度分損益勘定留保資金 887,672 千円及び当年度利益剰余金処分額 154,456 千円で補てんするものとする。）。

				収 入
第 1 款	資 本 的	収 入		1,421,591 千円
第 1 項	企 業	債		460,500 千円
第 2 項	出 資	金		455,299 千円
第 3 項	補 助	金		352,757 千円
第 4 項	負 担	金		153,035 千円
				支 出
第 1 款	資 本 的	支 出		2,793,797 千円
第 1 項	建 設 改 良	費		1,635,856 千円
第 2 項	企 業 債 償 還	金		1,157,941 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 240,359 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,629 千円、建設改良積立金 8,364 千円及び当年度分損益勘定留保資金 191,366 千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第 1 款	資 本 的	収 入	497,760 千円
第 1 項	企 業	債	261,500 千円
第 2 項	出 資	金	122,837 千円
第 3 項	補 助	金	103,423 千円
第 4 項	負 担	金	10,000 千円
支 出			
第 1 款	資 本 的	支 出	738,119 千円
第 1 項	建 設 改 良	費	591,722 千円
第 2 項	企 業 債 償 還	金	146,397 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 719,577 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,326 千円、過年度分損益勘定留保資金 292,596 千円及び当年度分損益勘定留保資金 377,655 千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第 1 款	資 本 的	収 入	642,674 千円
第 1 項	企 業	債	174,300 千円
第 2 項	出 資	金	226,637 千円
第 3 項	補 助	金	226,637 千円
第 4 項	負 担	金	15,100 千円
支 出			
第 1 款	資 本 的	支 出	1,362,251 千円
第 1 項	建 設 改 良	費	859,224 千円
第 2 項	企 業 債 償 還	金	503,027 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 455,947 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,272 千円、当年度分損益勘定留保資金 306,767 千円及び繰越利益剰余金処分別 112,908 千円で補てんするものとする。）。

収 入			
第 1 款	資 本 的	収 入	399,985 千円
第 1 項	企 業	債	43,000 千円
第 2 項	出 資	金	110,486 千円

第 3 項	補	助	金	110,486 千円
第 4 項	負	担	金	136,013 千円
支 出				
第 1 款	資	本	的 支 出	855,932 千円
第 1 項	建	設	改 良 費	569,406 千円
第 2 項	企	業	債 償 還 金	286,526 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 912,170 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 149,066 千円、過年度分損益勘定留保資金 489,721 千円及び当年度分損益勘定留保資金 273,383 千円で補てんするものとする。）。

収 入				
第 1 款	資	本	的 収 入	2,087,511 千円
第 1 項	企	業	債	537,300 千円
第 2 項	出	資	金	719,912 千円
第 3 項	他	会	計 補 助 金	26,385 千円
第 4 項	補	助	金	323,912 千円
第 5 項	負	担	金	480,002 千円
支 出				
第 1 款	資	本	的 支 出	2,999,681 千円
第 1 項	建	設	改 良 費	2,650,983 千円
第 2 項	企	業	債 償 還 金	348,698 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 960,249 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,521 千円、減債積立金 304,221 千円及び過年度分損益勘定留保資金 572,507 千円で補てんするものとする。）。

収 入				
第 1 款	資	本	的 収 入	516,388 千円
第 1 項	企	業	債	111,200 千円
第 2 項	出	資	金	100,755 千円
第 3 項	補	助	金	183,033 千円
第 4 項	負	担	金	116,700 千円
第 5 項	受	託	金	4,700 千円
支 出				
第 1 款	資	本	的 支 出	1,476,637 千円

第 1 項	建 設 改 良 費	1,172,416 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	304,221 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 424,031 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,091 千円、当年度分損益勘定留保資金 264,295 千円及び繰越利益剰余金処分額 130,645 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		316,442 千円
第 1 項	企 業 債		173,900 千円
第 2 項	出 資 金		54,771 千円
第 3 項	補 助 金		87,771 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		740,473 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		439,893 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		300,580 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 228,025 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,228 千円、建設改良積立金 71,995 千円及び当年度分損益勘定留保資金 139,802 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		77,893 千円
第 1 項	企 業 債		33,500 千円
第 2 項	補 助 金		39,956 千円
第 3 項	負 担 金		4,437 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		305,918 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		215,357 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		90,561 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 117,608 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,222 千円及び過年度分損益勘定留保資金 109,386 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入		45,147 千円
第 1 項	補 助 金		17,561 千円
第 2 項	負 担 金		27,586 千円
	支	出	
第 1 款	資 本 的 支 出		162,755 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		162,755 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 259,908 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,528 千円、過年度分損益勘定留保資金 53,579 千円、当年度分損益勘定留保資金 147,785 千円及び繰越利益剰余金処分額 21,016 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入		546,236 千円
第 1 項	企 業 債		181,800 千円
第 2 項	出 資 金		182,218 千円
第 3 項	補 助 金		182,218 千円
	支	出	
第 1 款	資 本 的 支 出		806,144 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		627,994 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		178,150 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17,490 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 910 千円及び過年度分損益勘定留保資金 9,821 千円及び当年度分損益勘定留保資金 6,759 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入		170,807 千円
第 1 項	企 業 債		35,900 千円
第 2 項	出 資 金		31,247 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金		60,413 千円
第 4 項	補 助 金		31,247 千円
第 5 項	負 担 金		12,000 千円
	支	出	

第 1 款	資 本 的 支 出	188,297 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	127,884 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	60,413 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 195,628 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,808 千円、過年度分損益勘定留保資金 104,221 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,337 千円及び繰越利益剰余金処分額 68,262 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	153,324 千円
第 1 項	企 業 債	4,600 千円
第 2 項	出 資 金	14,300 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金	116,604 千円
第 4 項	補 助 金	14,300 千円
第 5 項	負 担 金	3,520 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	348,952 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	211,364 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	137,588 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,537 千円は、引継金 21,537 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	264,035 千円
第 1 項	企 業 債	51,600 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	148,016 千円
第 3 項	補 助 金	64,419 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	285,572 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	209,228 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	76,344 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
竹原市水道事業		
竹原市水道維持管理委託事業	令和 8 年度	1, 823 千円
竹原市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 13 年度まで	7, 111, 978 千円
三原市水道事業		
三原市水道維持管理委託事業	令和 8 年度	3, 449 千円
三原市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	314, 338 千円
府中市水道事業		
府中市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	1, 002, 358 千円
三次市水道事業		
三次市水道維持管理委託事業	令和 8 年度から令和 9 年度まで	418, 532 千円
三次市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	938, 698 千円
庄原市水道事業		
庄原市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	218, 831 千円
東広島市水道事業		
東広島市水道土地・構築物借上料	令和 8 年度	1, 979 千円
東広島市水道維持管理委託事業	令和 8 年度から令和 10 年度まで	3, 149, 908 千円
東広島市水道施設修繕工事	令和 8 年度	227, 496 千円
東広島市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	1, 803, 508 千円
廿日市市水道事業		
廿日市市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	369, 679 千円
安芸高田市水道事業		
安芸高田市水道維持管理委託事業	令和 8 年度から令和 11 年度まで	1, 101, 560 千円
安芸高田市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	33, 794 千円
江田島市水道事業		
江田島市水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	10, 122 千円
熊野町水道事業		
熊野町水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	22, 082 千円
北広島町水道事業		
北広島町水道維持管理委託事業	令和 8 年度から令和 11 年度まで	226, 957 千円
北広島町水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	1, 041, 951 千円
大崎上島町水道事業		
大崎上島町水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	203, 904 千円
世羅町水道事業		
世羅町水道施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	323, 629 千円

神石高原町簡易水道事業		
神石高原町簡易水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	18,066千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	市町水道事業計 2,571,700千円	証書借入又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融資条 件の定めるところ による。ただし、 財政上の都合に より、据置期間 及び償還期限を 短縮し、繰上償 還し、又は低利 に借換えすること ができる。
	竹原市水道事業 502,600千円			
	三原市水道事業 460,500千円			
	府中市水道事業 261,500千円			
	三次市水道事業 174,300千円			
	庄原市水道事業 43,000千円			
	東広島市水道事業 537,300千円			
	廿日市市水道事業 111,200千円			
	安芸高田市水道事業 173,900千円			
	江田島市水道事業 33,500千円			
	北広島町水道事業 181,800千円			
	大崎上島町水道事業 35,900千円			
	世羅町水道事業 4,600千円			
	神石高原町簡易水道事業 51,600千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	3,900,000 千円
竹 原 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 原 市 水 道 事 業	700,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 次 市 水 道 事 業	300,000 千円
庄 原 市 水 道 事 業	200,000 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	400,000 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	200,000 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	200,000 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	100,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	100,000 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	1,200,000 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	100,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	100,000 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道事業費用及び簡易水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	
市 町 水 道 事 業 計	2,093,669 千円
竹 原 市 水 道 事 業	110,990 千円
三 原 市 水 道 事 業	362,507 千円
府 中 市 水 道 事 業	134,669 千円
三 次 市 水 道 事 業	111,709 千円
庄 原 市 水 道 事 業	115,981 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	465,817 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	256,411 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	68,821 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	139,130 千円
熊 野 町 水 道 事 業	72,626 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	77,039 千円

大崎上島町水道事業	41,380 千円
世羅町水道事業	79,104 千円
神石高原町簡易水道事業	57,485 千円

交 際 費

市町水道事業計	333 千円
竹原市水道事業	42 千円
三原市水道事業	42 千円
府中市水道事業	10 千円
三次市水道事業	27 千円
庄原市水道事業	16 千円
東広島市水道事業	89 千円
廿日市市水道事業	51 千円
安芸高田市水道事業	14 千円
江田島市水道事業	10 千円
熊野町水道事業	7 千円
北広島町水道事業	7 千円
大崎上島町水道事業	7 千円
世羅町水道事業	7 千円
神石高原町簡易水道事業	4 千円

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計（市町水道事業）の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、次のとおりである。

市町水道事業計	2,087,654 千円
竹原市水道事業	20,292 千円
三原市水道事業	253,451 千円
府中市水道事業	7,212 千円
三次市水道事業	243,770 千円
庄原市水道事業	264,498 千円
東広島市水道事業	130,156 千円
廿日市市水道事業	170,857 千円
安芸高田市水道事業	391,170 千円
江田島市水道事業	15,262 千円
熊野町水道事業	4,230 千円
北広島町水道事業	135,419 千円
大崎上島町水道事業	96,557 千円
世羅町水道事業	150,720 千円

神石高原町簡易水道事業	204,060 千円
-------------	------------

(利益剰余金の処分)

第 11 条 繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	683,020 千円
竹 原 市 水 道 事 業	195,733 千円
三 原 市 水 道 事 業	154,456 千円
庄 原 市 水 道 事 業	112,908 千円
安芸高田市水道事業	130,645 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	21,016 千円
世 羅 町 水 道 事 業	68,262 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	190,066 千円
竹 原 市 水 道 事 業	6,750 千円
三 原 市 水 道 事 業	21,377 千円
府 中 市 水 道 事 業	14,485 千円
三 次 市 水 道 事 業	7,804 千円
庄 原 市 水 道 事 業	6,362 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	67,361 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	26,045 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	2,930 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	15,539 千円
熊 野 町 水 道 事 業	3,442 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	1,800 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	5,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	8,667 千円
神石高原町簡易水道事業	2,504 千円

第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	76,477,720 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	209,528 m ³
(3) 給 水 対 象 市 町 数	15 市町
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
広島水道用水供給施設建設事業	4,549,313 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	2,281,116 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,567,526 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道用水供給事業収益	10,943,342 千円
第 1 項 営 業 収 益	9,687,250 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,195,469 千円
第 3 項 特 別 利 益	60,623 千円
支 出	
第 1 款 水道用水供給事業費用	9,959,712 千円
第 1 項 営 業 費 用	9,767,033 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	189,679 千円
第 3 項 予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,593,457 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 633,750 千円、建設改良積立金 4,024,808 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,934,899 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	3,537,154 千円
第 1 項 企 業 債	1,277,700 千円

第 2 項	出 資 金	964,800 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金	9,633 千円
第 4 項	補 助 金	1,219,882 千円
第 5 項	負 担 金	57,000 千円
第 6 項	受 託 金	8,139 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	10,130,611 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	8,448,952 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,679,250 千円
第 3 項	補 助 金 返 還 金	2,409 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設修繕工事	令和 8 年度	19,274 千円
広島水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 8 年度	4,046 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	7,205,504 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	4,189,223 千円
沼田川水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 8 年度	2,451 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	4,027,719 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	1,277,700 千円	証書借入又は証 券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、950,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道用水供給事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職	員	給	与	費	852,200千円
交		際		費	143千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	84,831,830 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	232,416 m ³
工 業 用 水 道	160,416 m ³
上 水 道	72,000 m ³
(3) 給 水 対 象 事 業 所 数	37 件
工 業 用 水 道	34 件
上 水 道	3 件
(4) 主要な建設改良事業	
太田川東部工業用水道施設建設事業	820,645 千円
沼田川工業用水道施設建設事業	469,365 千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	24,613 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	1,925,954 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 工業用水道事業収益	3,420,119 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,888,612 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	494,207 千円
第 3 項 特 別 利 益	37,300 千円
支 出	
第 1 款 工業用水道事業費用	3,408,021 千円
第 1 項 営 業 費 用	3,247,878 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	156,143 千円
第 3 項 予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額 787,964 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 246,007 千

円、過年度分損益勘定留保資金 177,801 千円及び当年度分損益勘定留保資金 364,156 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	3,116,261 千円
第 1 項	企 業 債	2,383,152 千円
第 2 項	補 助 金	558,810 千円
第 3 項	負 担 金	17,981 千円
第 4 項	受 託 金	156,318 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	3,904,225 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	3,243,321 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	627,104 千円
第 3 項	他会計長期借入金償還金	33,800 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	73,350 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	638,407 千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	741 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	3,975,141 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	2,383,152 千円	証書借入又は証券 発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低

			後の利率)	利に借換えすることが できる。
--	--	--	-------	--------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、工業用水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	234,978 千円
交 際 費	42 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。